

北海道新幹線新八雲（仮称）駅周辺整備推進会議要綱

（設置）

第1条 北海道新幹線新八雲（仮称）駅周辺整備基本計画に基づき、新八雲（仮称）駅開業に向けた整備や取組を推進するにあたり、広く町民の意見を取り入れて検討を行うため、北海道新幹線新八雲（仮称）駅周辺整備推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 会議は、新八雲（仮称）駅の周辺整備等の推進に必要な事項について協議を行う。

（組織）

第3条 会議の委員は、別表に掲げる団体等から選出された者及び公募により選出された者（以下「公募委員」という。）をもって組織し、町長が委嘱する。

2 公募委員は2名以内とし、応募者が3名以上の場合は抽選により決定することとする。

3 前条において協議に関する助言を得るため、学識経験者、アドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 会議に会長・副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、必要に応じ町長が招集する。

2 町長は必要に応じて、構成委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（守秘義務）

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、新幹線推進室において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 12 日から施行する。
(任期の特例)
- 2 この要綱により最初に委嘱された委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 33 年 3 月 31 日までとする。

別表（第3条関係）

団体等
新函館農業協同組合八雲基幹支店
春日二区農事組合（春日二区町内会）
山越郡森林組合
八雲町漁業協同組合
落部漁業協同組合
八雲商工会
八雲観光物産協会
北渡島建設業協会
八雲建設協会
八雲町社会福祉協議会
若人の集い